

平成20年4月25日

各 位

会社名 シャープ株式会社  
代表者名 取締役社長 片山 幹 雄  
(コード番号 6753)

## 当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)の 一部変更及び継続について

当社は、平成19年6月22日開催の当社第113期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで、有効期間を平成20年6月30日までに開催される当社第114期定時株主総会の終結の時までとする「当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)」(以下、「現行プラン」といいます。)を導入いたしました。

その後も、当社取締役会は、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして現行プランについてさらなる検討を進めてまいりました。その結果、平成20年4月25日開催の取締役会において、平成20年6月24日開催予定の当社第114期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現行プランの一部を変更したうえで継続することを決定いたしました。(その内容は別紙のとおりであり、以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。)

変更の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役会が、大量買付ルール遵守表明書を受領した場合、その旨を開示する。また、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと判断した場合、その旨を開示することとし、取締役会の評価期間の始期を明確にする。
- ② 大量買付行為について、取締役会が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断する場合について、本プランに例示されたものに準ずる場合も対象となることを明記する。
- ③ 昨年11月26日付で設置した特別委員会の規則の概要並びに委員の氏名及び略歴等を開示する。
- ④ 対抗措置として、無償割当てにより新株予約権を発行する場合の新株予約権の概要を開示する。
- ⑤ 対抗措置の発動を決定した後においても、状況によりその発動を取り止めることがあり得ることから、対抗措置の発動決定後、当社株式の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った場合、株価の変動により不測の損害を被る可能性がある旨を明記する。

なお、本プランは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、当社株式の大量買付者に対して、その買付目的や方法、買付対価の種類・算定根拠等の内容など、十分な情報提供と、適切な評価期間を要請することにより株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするためのルールを定めるものです。大量買付行為そのものを阻害したり、大量買付に応じるか否かについての株主の皆様の機会を奪うものではありません。

また、平成20年4月25日現在において、当社株式の大量買付行為の具体的な提案はなされておりません。

(別紙)

## 当社株式の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社グループの買収を企図した当社株式の大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかし、大量買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、大量買付行為に応じることを株主の皆様に強要するおそれのあるもの、大量買付行為の内容や大量買付者について十分な情報を提供しないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為を検討した上で代替案を提供するための時間的余裕を提供しないものや、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を損なうことにより、結果的に企業価値を損なうといった、不適切なものもあり得ます。

特に当社グループのように製造業を営む企業にとっては、先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要不可欠となりますが、研究開発の成果を事業化するまでには、数年から数十年という長い期間を必要とする場合もあります。従って、中長期的な視点に基づいた経営への取り組みこそが当社グループの企業価値を最大化する上で必須となります。

そこで、当社取締役会は、上記のような不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、仮に不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えております。

### II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、下記Ⅲ. で記載するもののほか、以下の取り組みを行っております。

#### 1. 中長期的な経営戦略に基づく取り組み

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、常に時代を先取りする独自商品の開発を通じて、企業価値の向上に努めるとともに、社会への貢献を果たしてきました。

今後も当社グループは、先進のエレクトロニクス技術を駆使した独自デバイスと特長商品を創出することが、「価値あるオンリーワン企業」として、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。

こうした考えのもと、当社グループは、創業100周年に当たる2012年に向けたビジョンとして、「世界No. 1の液晶ディスプレイで真のユビキタス社会を実現する」こと及び「省エネ・創エネ機器を核とした環境・健康事業で世界に貢献する」ことを決めました。

このビジョンに基づき、液晶ディスプレイ搭載商品群とネットワークサービスとの融合により、新たなライフスタイルを提案し、真のユビキタス社会の実現に貢献するとと

もに、高い環境性能を持つ液晶ディスプレイの開発強化やクリーンエネルギーの太陽電池の事業拡大、プラズマクラスターイオン技術などを活かした健康機器の普及を通じ、世界の人々に健やかな暮らしを提供してまいります。

当社グループあげて、これらビジョンの実現に向け、より積極的な事業活動を展開し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

## 2. 利益還元についての取り組み

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、増配などの株主還元を実施しており、今後とも連結での配当性向30%を目処に積極的な利益還元を努めてまいります。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

### 1. 当社株式の大量買付行為に関する対応プランの必要性

当社グループの事業範囲は、A・V・通信機器、健康・環境機器、情報機器、液晶、太陽電池、その他電子デバイスと広範囲に及んでいる上、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果や製造技術等のノウハウは、その多くが企業秘密となっております。従って、社外の大量買付者からの提案を受けた株主の皆様が、時間的制約が課された中で、そのような研究開発の成果やノウハウの事業化の可能性、デバイスと商品間の技術シナジーなどを適切に評価して当社グループの企業価値を正確に把握し、大量買付行為の妥当性を適正に判断することは容易ではないと思われまます。

そこで当社取締役会の事前の賛同を得ない特定株主グループ<sup>(注)</sup>の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下では、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、そのような大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）が行われる場合には、一定の合理的なルールに従って進められることが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致すると考えまます。

従って、以下に定める大量買付行為に関するルール（以下、「大量買付ルール」といいます。）を設定し、大量買付者には大量買付ルールの遵守を求めまます。また、当社取締役会は、適宜適切な情報開示を行いつつ、社外の有識者と社外監査役で構成される特別委員会〔別添2 ご参照〕の助言・勧告を踏まえ、以下の事項を含む相当な対応を行うことをもって、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みといたしまます。（Ⅲ. に記載した当社株式の大量買付行為に関する対応プランを以下、「本プラン」といいます。）

(注) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味しまます。

## 2. 本プランの内容

### (1) 大量買付ルールの設定

大量買付ルールとは、事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始するというものであり、具体的には以下のとおりです。

①大量買付者に対して具体的な大量買付行為の内容に関する情報や大量買付者に関する必要かつ十分な情報（以下、「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。大量買付情報の内容は、大量買付行為の内容によって異なるため、大量買付者が、大量買付行為を行おうとする場合に、まず当社宛に、大量買付ルールを遵守する旨並びに大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大量買付行為の概要を明記した書面（以下、「大量買付ルール遵守表明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は、大量買付ルール遵守表明書を受領した場合は、適時適切な方法により、その旨を開示いたします。

②当社は、大量買付ルール遵守表明書を受領後5営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき大量買付情報（下記に例示しておりますが、これに限定されるものではありません。）のリストを当該大量買付者に交付し、速やかに当該リスト記載の情報を当社に提供していただくこととします。なお、当初提供していただいた情報だけでは不十分であると考えられる場合には、必要かつ十分な情報が揃うまで当該大量買付者に対して追加の情報提供を求めます。当社取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと判断した場合は、適時適切な方法により、その旨を開示いたします。

- (a) 大量買付者及びそのグループの概要（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収及び大量買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- (b) 買付目的、方法及び内容（買付対価の種類・算定根拠、買付資金の裏付け、買付時期、取引の仕組み等を含みます。）
- (c) 大量買付者に対する資金提供者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- (d) 大量買付完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業ごとの詳細な中長期計画、資本政策、財務政策、配当政策
- (e) 当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
- (f) 大量買付完了後に予定する当社グループのステークホルダー（顧客、取引先、従業員、地域社会等）の処遇の変更の有無及びその内容

大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大量買付情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

③次に当社取締役会は、具体的な大量買付行為の内容に関する情報の受領完了後、対価を円貨のみとする場合は60日間、対価を円貨以外とする場合は90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締

役会評価期間」といいます。)として与えられるものとします。従って、大量買付行為は、取締役会評価期間の満了後にのみ開始されるものとします。

## (2) 大量買付行為の検討と判断のプロセス

当社取締役会は、上記取締役会評価期間中に、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士等の外部専門家の助言を受けつつ、提供された大量買付行為の内容に関する情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、適時の情報開示に留意しながら、必要と判断される場合には、大量買付行為の内容を改善するよう大量買付者と交渉いたします。

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、以下に掲げるような場合には、当社取締役会は、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断いたします。

- ①当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合。
- ②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要不可欠な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社に譲渡させる等、いわゆる焦土化目的があると判断される場合。
- ③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合。
- ④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合。
- ⑤その他上記に準じる場合で、当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合。

なお、当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、外部の有識者と社外監査役全員から構成される特別委員会（特別委員会規則の概要及び本プラン公表時における特別委員会委員は別添2のとおりです。）が、大量買付行為の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役会に勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重し、下記(3)に定める対抗措置の取り扱いを最終決定いたします。また、対抗措置の発動後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止めます。

## (3) 本プランにおける対抗措置の取り扱い

- ①大量買付者が大量買付ルールを遵守し、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと判断された場合

当社取締役会は、対抗措置を発動しないものとします。

- ②大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守せず、買付行為を開始した場合、又は大量買付ルールを逸脱した場合は、当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の

法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動します。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別添3に記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。このほか、発行時の状況により、別添3に定める条件と異なる条件を定める場合があります。

### **③大量買付者が大量買付ルールを遵守するも、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断された場合**

当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうような大量買付行為が開始された場合、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動します。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別添3に記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合の取扱いについては、②と同様とします。このほか、発行時の状況により、別添3に定める条件と異なる条件を定める場合があります。

## **3. 株主及び投資家の皆様に与える影響等**

### **(1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響**

本プランの導入時においては、株式分割及び新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接、具体的な影響が生じることはありません。

### **(2) 対抗措置発動時に株主、投資家の皆様に与える影響等**

大量買付者に対して対抗措置を発動する場合は、状況に応じて株主、投資家の皆様に適時・適切な情報開示を行うとともに、大量買付者以外の株主、投資家の皆様に不利益を与えないよう十分に配慮いたします。

ただし、上記2. (2) 末尾に記載のとおり、対抗措置の発動を決定した後においても、状況により発動を取り止めることがあります。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行することとした場合において、この発動を取り止めた場合又は割当ての後にすべての新株予約権を当社が取得した場合は、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じませんので、当社株式の希釈化が生じることを前提として売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

### **(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続**

当社が株式分割や新株予約権の無償割当てを行う場合、別途公告する基準日まで名義書換を完了していただく必要があります。なお、新株予約権の無償割当てを

行うことになった際には、新株予約権の割当て方法、行使の方法などの詳細を法令に基づき別途お知らせします。

#### **4. 本プランの採用決定に至る経緯**

本プランは、平成20年4月25日の当社取締役会において、平成20年6月24日開催予定の当社第114期定時株主総会における株主の皆様への承認を条件として、採用することを決定しました。なお、社外監査役3名を含む5名の監査役全員から、本プランは妥当であるとの意見表明がありました。

#### **5. 本プランの有効期間等**

本プランの有効期間は、平成20年6月24日開催予定の当社第114期定時株主総会における株主の皆様への承認を条件として、当該定時株主総会終結時から平成21年6月30日までに開催される第115期定時株主総会終結の時までとします。但し、第115期定時株主総会において本プランの継続が承認された場合、かかる有効期間は次期の定時株主総会終結の時まで延長されるものとします。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、有効期間中に本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、買収防衛策に関する法改正や証券取引所規則の改正等を踏まえ、必要に応じて本プランを見直すことがあります。当社は、本プランが延長、廃止又は変更された場合には速やかに開示いたします。

### **IV. 上記Ⅲの取り組みが基本方針に沿うものであること、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由**

当社取締役会は、上記Ⅲ. の取り組みは、前記Ⅰ. に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

#### **1. 本プランが基本方針に沿うものであること**

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が行われた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に対する影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後のみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうような不適切な大量買付行為が行われることを防止し、仮に不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することを明記しております。

このように本プランは、基本方針の考えに沿って設計されたものであるといえます。



## **2. 本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと**

前記Ⅰ．に記載のとおり、基本方針は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を尊重することを前提としております。本プランは、基本方針の考え方並びに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）及び東京証券取引所の適時開示規則に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様への承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの延長も廃止も可能であることは、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

## **3. 本プランが当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと**

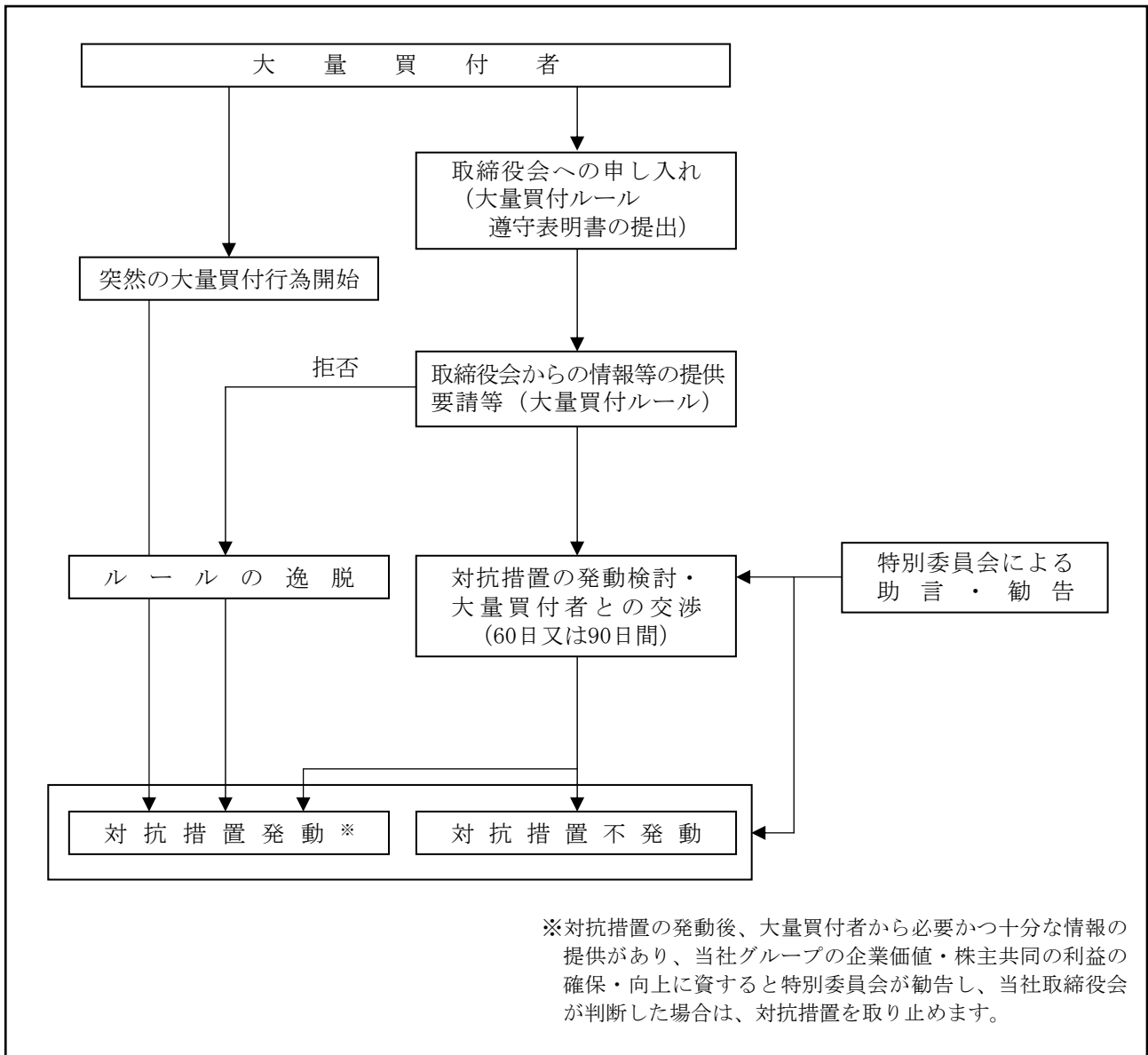
本プランは、当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであることを原則としつつ、不適切な大量買付行為が行われることを防止し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を守るために大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは、不適切な大量買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本プランの発効を行うことはできず、当社株主の皆様への承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、代替案の提示、大量買付者との交渉又は対抗措置の発動を行う際には、外部の専門家等からの助言を得るとともに、当社経営陣から独立した外部の有識者と社外監査役から構成される特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、特別委員会は、当社取締役の利益を図ることを目的とした助言・勧告を行ってはならないこととしております。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本プランが当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

以 上

別添1：当社株式の大量買付行為に関する対応プラン



## 別添 2：特別委員会の概要

### (1) 特別委員会規則の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会の委員（以下、「委員」という。）は3名以上とし、外部の有識者及び当社の社外監査役で構成する。
- ・委員は取締役会が選任し、当社、当社取締役又は大量買付者と利害関係を有する者は委員となることができない。
- ・委員の任期は1年間とする。但し、期間終了の1か月前までに当社又は委員から相手方に別段の書面による通知をしない限り、更に1年間自動的に延長されるものとする。
- ・特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審査し、その結果を当社取締役会に助言又は勧告する。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置に関する決定を行うものとする。  
なお、各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からのみこれを行い、自己又は取締役その他の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①対抗措置の発動の可否
  - ②取締役会が予定する対抗措置の当否
  - ③対抗措置の中止の要否
  - ④前三号に準じる重要な事項
  - ⑤その他、取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・特別委員会は、必要があると判断したときは、当社の費用負担により、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家の意見を求めることができる。
- ・特別委員会は、原則として、委員全員が出席して開催するものとする。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員総数の過半数の出席により開催することができる。
- ・特別委員会の決議は、委員総数の過半数に相当する委員の同意をもってこれを行う。

## (2) 特別委員会委員

矢嶋 英敏 (やじま ひでとし) 昭和10年1月25日生  
略 歴 平成2年6月 株式会社島津製作所取締役  
平成6年6月 同 常務取締役  
平成8年6月 同 専務取締役  
平成10年6月 同 代表取締役社長  
平成15年6月 同 代表取締役会長、現在に至る。  
平成18年7月 当社アドバイザーボードメンバー、現在に至る。

加護野 忠男 (かごの ただお) 昭和22年11月12日生  
略 歴 昭和45年3月 神戸大学経営学部卒業  
昭和47年3月 同大学大学院経営学研究科修士課程修了  
昭和63年11月 同大学経営学部教授  
平成10年4月 同大学経営学部長  
平成11年4月 同大学大学院経営学研究科教授、現在に至る。

岩崎 光彦 (いわさき みつひこ) 昭和16年11月16日生  
略 歴 平成3年6月 株式会社富士銀行取締役証券企画部長  
平成6年10月 富士証券株式会社専務取締役  
平成8年6月 同 取締役副社長  
平成10年3月 富士銀行生活協同組合理事長  
平成13年6月 当社常勤監査役 (社外監査役)  
平成19年6月 同 監査役 (社外監査役)、現在に至る。

石井 通洋 (いしい みちひろ) 昭和7年1月2日生  
略 歴 昭和32年4月 弁護士登録  
昭和33年4月 色川法律事務所入所、現在に至る。  
平成10年6月 当社監査役 (社外監査役)、現在に至る。

中門 弘 (ちゅうもん ひろし) 昭和12年3月8日生  
略 歴 昭和60年9月 茨城県警察本部長  
昭和63年7月 警察庁刑事局長  
平成3年1月 大阪府警察本部長  
平成4年12月 公害健康被害補償不服審査会委員  
平成9年12月 財団法人競馬保安協会理事長  
平成15年6月 当社監査役 (社外監査役)、現在に至る。

なお、岩崎光彦、石井通洋の両氏は、来る平成20年6月24日開催予定の第114期定時株主総会終結の時をもって任期満了により当社監査役（社外監査役）を退任し、特別委員会委員についても退任されますので、新任監査役候補者の平山信次氏と夏住要一郎氏が当社監査役（社外監査役）に選任された場合、同日付をもって両氏を特別委員会委員に選任する予定です。両氏以外の3氏については継続していただきます。

新任監査役候補者の略歴等は次のとおりです。

平山 信次（ひらやま しんじ）	昭和23年6月4日生
略 歴	平成13年6月 株式会社富士銀行執行役員福岡支店長
	平成14年6月 みずほアセット信託銀行株式会社専務取締役
	平成16年6月 みずほ信託銀行株式会社専務取締役
	平成17年6月 みずほ情報総研株式会社専務取締役、現在に至る。
	平成18年3月 みずほ証券株式会社監査役

夏住 要一郎（なつずみ よういちろう）	昭和24年3月4日生
略 歴	昭和50年4月 弁護士登録、色川法律事務所入所、現在に至る。

以 上

### 別添3：新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件  
当社取締役会で定め公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。また、当社の発行済株式総数の変更により、対象株式数の調整を行うことがある。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。
4. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定める。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社による新株予約権の取得  
当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。なお、上記4.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定める。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間その他の必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

別添 4：当社の株式の状況（平成20年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 2,500,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,110,699,887株（自己株式10,174,616株を含む。）

(3) 株主数 85,032名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	出資比率
	千株	%
日本生命保険相互会社	55,667	5.01
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	52,730	4.75
明治安田生命保険相互会社	47,359	4.26
株式会社みずほコーポレート銀行	41,910	3.77
株式会社三菱東京UFJ銀行	41,678	3.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	39,234	3.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	39,113	3.52
第一生命保険相互会社	30,704	2.76
三井住友海上火災保険株式会社	30,658	2.76
株式会社損害保険ジャパン	26,870	2.42

(注) 1. 出資比率は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。

2. 株式会社みずほコーポレート銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が4,770千株あります。